

2020年5月7日
若松ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の追加特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

若松ガスでは、3月31日に、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情にある方に対して、支払期限の延長を公表いたしましたが、政府の緊急事態宣言発令等を踏まえ、支払猶予期間延長と対象月追加を実施いたします。

つきましては、以下の特別措置を実施することいたしましたので、該当するお客さまで、特別措置の適用を希望される場合は、下記の当社問い合わせ先までお申し出ください。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、社会福祉協議会から、生活福祉資金貸付制度「緊急小口資金」または「総合支援資金」の特例措置貸付を受けた方で、当社に申し出られたお客さま、または、今回の影響により支払いが困難である旨の申し出があり、一時的にガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

適用月：2020年2、3、4、月検針分、5月検針分

適用内容：各月のガス料金支払期日の2ヶ月延長（従来は1ヶ月延長）

※既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客様で、お支払いが困難な場合、自動的にさらに1ヶ月延長いたします。

3. お問い合わせ先

各支店の料金担当までお問い合わせください

【若松支店】0242-28-1420(直通)

【福島支店】024-545-2118

【郡山支店】024-946-0011

【猪苗代支店】0242-62-4751

【坂下支店】0242-83-0255

電話対応受付時間：8：30～17：30（土・日・祝日を除く）

※当社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.wakagas.co.jp/inquiry/inquiry.php>